

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

※帳票種別 ①管轄局署 ③新継再別 ④受付年月日 ⑧業通別 ⑨三者コード ⑩日雇コード ⑪特別加入者
34360 1新5継7再 1業3通 1自3勞5他 1日 1特
⑫平均賃金 ⑬特別給与の額 ⑭日数査定 ⑮特支コード ⑯委任未支給 ⑰特別コード
10万 千 百 十 円 十 銭 千 百 十 万 千 百 十 円 療養待4他 1特 1委 3未 1特

(注意) 一、二、三、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載してください。
二、記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合は当該事項を○で囲んでください。(ただし、⑤及び⑧欄並びに⑥⑦及び⑩欄の番号については、該当番号を記入枠に記入してください。)
三、□□□□で表示された枠(以下、記入枠という。)に記入する文字は、光沢式文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。

※印の欄は記入しないでください。(職員が記入します。)
◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。
折り曲げる場合には、▲の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。

②労働保険番号 14103123456123 ⑤労働者の性別 1男 3女 1
⑥労働者の生年月日 5511231
⑦負傷又は発病年月日 9081130
⑫労働者名 新太郎 (49歳)
⑭郵便番号 940-0000 新潟県長岡市〇〇町7-8

⑱療養のため労働できなかった期間 9081130 から 9081230 まで 31日間のうち 31日
⑲預金の種類 1普通 3当座 1
⑳口座番号 1234567

振込希望機名 〇〇〇〇 銀行・金融機関 新潟県信用組合
長岡 本店・本所 出張所 支店・支所
口座名義人 新太郎
⑳金融機関コード ㉑郵便局コード

⑫の者については、⑦、⑱、⑲、⑳から㉑まで(㉑の(イ)を除く。)及び別紙2に記載したとおりであることを証明します。
令和9年1月9日
事業の名称 〇〇プレス工業株式会社 電話(〇〇)〇〇-〇〇
事業場の所在地 新潟県長岡市〇〇-〇〇 〒940-0000
事業主の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)
労働者の直接所属事業場名称所在地 新潟県長岡市〇〇-〇〇 電話(〇〇)〇〇-〇〇
⑳傷病の部位及び傷病名 右示指・中指基節骨粉碎骨折
㉑療養の期間 令和9年11月30日から令和9年12月30日まで 31日間 診療実日数 30日
㉒療養の現況 令和9年1月9日 治療(症状固定)・死亡・転医・中止 継続中
㉓療養のため労働することができなかったと認められる期間 令和9年11月30日から令和9年12月30日まで 31日間のうち 31日
⑫の者については、㉒から㉓までに記載したとおりであることを証明します。
令和9年1月9日 〒940-0000 電話(〇〇)〇〇-〇〇
所在地 新潟県長岡市〇〇-〇〇
病院又は診療所の名称 〇〇病院
診療担当者氏名 〇〇 〇〇

令和9年1月9日
事業の名称 〇〇プレス工業株式会社 電話(〇〇)〇〇-〇〇
事業場の所在地 新潟県長岡市〇〇-〇〇 〒940-0000
事業主の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)
労働者の直接所属事業場名称所在地 新潟県長岡市〇〇-〇〇 電話(〇〇)〇〇-〇〇
⑳傷病の部位及び傷病名 右示指・中指基節骨粉碎骨折
㉑療養の期間 令和9年11月30日から令和9年12月30日まで 31日間 診療実日数 30日
㉒療養の現況 令和9年1月9日 治療(症状固定)・死亡・転医・中止 継続中
㉓療養のため労働することができなかったと認められる期間 令和9年11月30日から令和9年12月30日まで 31日間のうち 31日
⑫の者については、㉒から㉓までに記載したとおりであることを証明します。
令和9年1月9日 〒940-0000 電話(〇〇)〇〇-〇〇
所在地 新潟県長岡市〇〇-〇〇
病院又は診療所の名称 〇〇病院
診療担当者氏名 〇〇 〇〇

上記により休業補償給付又は複数事業労働者休業給付の支給を請求します。
休業特別支給金の支給を申請します。
令和9年1月12日 〒940-0000 電話(〇〇)〇〇-〇〇
住所 新潟県長岡市〇〇-〇〇 (方)
請求人の氏名 新太郎
長岡労働基準監督署長 殿

[注 意]

③② 労働者の職種		③③ 負傷又は発病の時刻		③④ 平均賃金(算定内訳別紙1のとおり)		
プレス工		午前 15 時 10 分頃		9,456 円 52 銭		
③⑤ 所定労働時間		午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで		③⑥ 休業補償給付額、休業特別支給金額の改定比率 (平均給与額 証明書のとおり)		
③⑦ 災害の原因、発生状況及び発生当日の就労・療養状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したか(か)⑦と初診日と災害発生日が同じ場合は当日所定労働時間内に通院したか、⑦と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入すること						
〇〇工場内、金属プレス加工課の「第3パワープレス機(45トン)」の前面にて、自動車用金属部品の連続プレス加工中、金型内に加工済みの製品が詰まったため、これを取り除く作業を行っていた。						
プレス機の主電源を切らず、かつ安全プラグを抜かないまま、手工具(プライヤー等)を使用せずに素手で金型内に手を入れた不安全な状態があつた。また、安全装置(エリアセンサ)の検知範囲外から手を入れる形となつた。プレス機のスライド(上部金型)が突然降下した際、下部金型とスライドの間に右手が挟まれ、「右示指・中指基節骨粉碎骨折」を負つた。						
③⑧ 厚生年金保険等の受給関係	(イ) 基礎年金番号		(ロ) 被保険者資格の取得年月日		年 月 日	
	(ハ) 当該傷病に 関して支給 される年金 の種類等	年金の種類		厚生年金保険法の	障害年金	
		障害等級		国民年金法の	障害年金	
		支給される年金の額		船員保険法の	障害年金	
		支給されることとなつた年月日		年 月 日		
		基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード				
		所轄年金事務所等				

一、所定労働時間後に負傷した場合には、⑲及び⑳欄については、当該負傷した日を除いて記載してください。

二、別紙1①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が平均賃金の額を超える場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙1②欄に記載してください。この場合は、⑳欄に、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。

三、別紙2は、⑳欄の「賃金を受けなかった日」のうちに業務上等の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分に於いてのみ労働した日若しくは賃金が支払われた休暇が含まれる場合限り添付してください。

四、別紙3は、㉑欄の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合に、その他就業先ごとに記載してください。その際、その他就業先ごとに注意二及び三の規定に従って記載した別紙1及び別紙2を添付してください。

五、請求人(申請人が災害発生事業場で特別加入者であるときは、㉒)は、⑳欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。

(一)㉒、㉓、㉔及び㉕欄の事項を証明することができる書類その他の資料を添付してください。

(三) 事業主の証明は受ける必要はありません。

六、第二回目以後の請求(申請)の場合には、⑲、㉑及び㉒欄については、前回の請求又は申請後の分について記載してください。

(二) ㉒欄から㉕欄まで及び㉖欄に記載する必要はありません。

(三) 別紙1(平均賃金算定内訳)は付する必要はありません。

(四) その請求(申請)が離職後である場合(療養のために労働できなかった期間の全部又は一部が離職前にある場合を除く)には、事業主の証明は受ける必要はありません。

七、休業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、㉗欄は記載する必要はありません。

八、複数事業労働者休業給付の請求は、休業補償給付の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなされます。

九、㉘「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者休業給付の請求はないものとして取り扱います。

十、疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業務を要因とすることが明らかでない疾病以外は、休業補償給付のみで請求されることとなります。

③⑨ その他就業先の有無	
有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)
無	社
有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
	加入年月日
	給付基礎日額
労働保険番号(特別加入)	

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
			() -

労働保険番号					氏名		災害発生日月日	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	新太郎			令和
141	03	123456123						8年11月30日

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		令和8年 4月 30日		常用・日雇の別		常用日雇		
賃金支給方法		月給・週給・日給・時間給		出来高払制・その他請負制		賃金締切日 毎月 末日		
A	よって支払ったもの期間に	賃金計算期間		8月 1 日から 8月 31 日まで	9月 1 日から 9月 30 日まで	10月 1 日から 10月 31 日まで	計	
		総日数		31日	30日	31日	(イ) 92日	
		賃金	基本賃金		270,000円	270,000円	270,000円	810,000円
			通勤手当		10,000	10,000	10,000	30,000
			手当					
計		280,000円	280,000円	280,000円	(ロ) 840,000円			
B	他若しくは時間又は出来高払制その	賃金計算期間		8月 1 日から 8月 31 日まで	9月 1 日から 9月 30 日まで	10月 1 日から 10月 31 日まで	計	
		総日数		31日	30日	31日	(イ) 92日	
		労働日数		22日	21日	22日	(ハ) 65日	
		賃金	基本賃金		円	円	円	円
			残業手当		10,000	10,000	10,000	30,000
計		円	円	円	(ニ) 30,000円			
総計		290,000円	290,000円	290,000円	(ホ) 870,000円			
平均賃金		賃金総額(ホ) 870,000円 ÷ 総日数(イ) 92 = 9,456円 52銭						
最低保障平均賃金の計算方法								
Aの(ロ) 840,000円 ÷ 総日数(イ) 92 = 9,130円 43銭 (ク)								
Bの(ニ) 30,000円 ÷ 労働日数(ハ) 65 × $\frac{60}{100}$ = 276円 92銭 (ケ)								
(ク) 9,130円 43銭 + (ケ) 276円 92銭 = 9,407円 35銭 (最低保障平均賃金)								
日日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	(イ) 労働日数又は労働総日数	(ロ) 賃金総額	平均賃金 $(\text{ロ} \div \text{イ}) \times \frac{73}{100}$			
	第3号の場合	月 日から 月 日まで	日	円	円 銭			
	第4号の場合	都道府県労働局長が定める金額			円			
	第4号の場合	従事する事業又は職業			円			
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第2案による。)	平均賃金協定額の承認年月日		年 月 日	職種	平均賃金協定額 円			
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額(ホ) - 休業した期間にかかる②の(リ)) ÷ (総日数(イ) - 休業した期間②の(チ)) (円 - 円) ÷ (日 - 日) = 円 銭								

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳				
賃金計算期間	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	日	日	日	(イ) 日
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間中の賃金の 内訳	基本賃金	円	円	円
	手当			
	手当			
	計	円	円	円
休業の事由				

③ 特別 給与 の 額	支払年月日	支払額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間（雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（特別給与）について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でない認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。

様式第8号 (別紙2)

労働保険番号					氏名		災害発生年月日	
府県	所轄	管轄	基幹番号	枝番号	新太郎		令和8年11月30日	
14	10	31	234561	23				

① 療養のため労働できなかつた期間			
_____年_____月_____日から_____年_____月_____日まで_____日間			
② ①のうち賃金を受けなかつた日の日数 _____日			
③ ②の日数の内訳		全部休業日 _____日	
		部分算定日 _____日	
④ 部分算定日の年月日及び当該労働者に対し支払われる賃金の額	年 月 日	賃金の額	備考
	年 月 日	円	

[注意]

- 「全部休業日」とは、②欄の「賃金を受けなかつた日」のうち、部分算定日に該当しないものをいうものであること。
- 「部分算定日」とは、②欄の「賃金を受けなかつた日」のうち、業務上等の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日（以下「一部休業日」という。）若しくは賃金が支払われた休暇をいうものであること。
 なお、月、週その他一定の期間（以下「特定期間」という。）によって支給される賃金が全部休業日又は一部休業日についても支給されている場合、当該全部休業日又は一部休業日は、別途、賃金が支払われた休暇として部分算定日に該当するため、当該賃金を特定期間の日数（月によって支給している場合については、三十）で除して得た額に、当該部分算定日の日数を乗じて得た額を④の「賃金の額」欄に記載すること。
- 該当欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

